決算･確定申告 個別相談会 のご案内

～ 所得税･消費税等の決算･確定申告、ｅ－Tax ～

当所では、確定申告期の事業主の皆様の決算・申告につき、税の専門家である税理士による個別相談会を開催します。ご希望の方は、下記の通りにてお申し込み下さい。

※ なお、当所でのご相談（但し、顧問税理士のいる方は除く）の期間は、原則３月１２日(火)までの平日とし、申込先着順となります。３月は大変混み合い、第２週目となりますと、ご希望に応じかねることがありますので、当所にてご相談をご希望の方は、事前にご連絡のうえ、ご準備が整い次第、下記の準備物をご持参いただき、お早目にお越しください。

【時　間】　午前９時３０分～午後３時３０分（終日：但し、正午～午後１時を除く）
※原則、１事業所１時間までとさせていただきます。

【日　程】　◇亀 山 会 場（亀山商工会館：亀山市東御幸町３９-８）

２月	18日(月)	19日(火)	21日(木)	22日(金)
	26日(火)	27日(水)	28日(木)	
３月	１日(金)	４日(月)	５日(火)	７日(木)
	11日(月)	12日(火)		

◇関 会 場（旧 亀山商工会議所関支所　※JR 関駅２階：関町新所６６４）

２月25日(月)	３月８日(金)

※なお、他の日時においても個別相談会を開催する場合があります。

【相談員】　東海税理士会 鈴鹿支部 税理士

【準備物】　決算書、申告書、「確定申告のお知らせ」（ハガキ）、その他必要書類（裏面参照）
※（提出希望の方は追加で）印鑑、本人確認書類（下記の①または②）

【申　込】　各前日迄に当所（ TEL ８２-１３３１・FAX ８２-８９８７）へ
電話または下記申込書をＦＡＸ等にてお申込ください。
なお、お申込の際は裏面の「ご相談の際の注意事項等」を必ずご確認ください。

【主　催】　亀山商工会議所 中小企業相談所

重 要　＜平成３０年度の確定申告に関する申告書等の取り扱いについて＞

確定申告書等の提出をご希望の方は、当個別相談会にて税理士に申告書等をご提出いただくことができますので、下記の①または②の本人確認書類を必ずご準備ください。

①マイナンバーカードの表面と裏面の写し
②個人番号通知カード及び身分証明書(免許証等の顔写真の確認ができるもの)の写し
※①または②の書類が無い場合、税理士への申告書等のご提出はできません。

亀 山 商 工 会 議 所　行（FAX 82－8987）

「決算･確定申告 個別相談会」申込書

住　　所		TEL	（　　）
事 業 所 名		提出	申告書等の提出（ 有 ・ 無 ）
相談者氏名		希望日時	月　日（　） 時　分～　時　分

※予約状況により、希望日時の変更をお願いする場合があります。予めご了承ください。
※ご記入いただきました個人情報につきましては、当講座の開催目的以外には一切使用いたしません。

（表面）

当所で確定申告のご相談をされる際の注意事項等

当所にて確定申告のご相談をされる場合、下記の書類をご準備のうえ、お早めにお越しください。書類等の不足があった場合、ご相談の対応ができかねますのでご注意ください。なお、所得税の確定申告に関するご相談は**3月１２日（火）まで**とさせていただきますので、予めご了承ください。

◆所得税の相談に必要なもの

①平成３０年分の決算書（※事業または不動産所得のある方のみ）
②平成２９年分の決算書、確定申告書、その他参考にできる申告関係書類等
③給与や年金等の所得内容の明細が分かるもの（給与または公的年金の源泉徴収票等）
④適用を受ける所得控除に関する証明書等（社会保険、医療費、保険料、小規模企業共済等）

◆消費税の相談に必要なもの

①平成 28 年分及び 29 年分の申告書及び付表、その他参考にできる届出書類等
②平成 30 年分の課税売上高計算表、課税取引金額計算表等（※簡易課税の適用がない方のみ）
③平成 30 年分の売上の事業区分ごとの課税売上高（※簡易課税の適用を受ける方のみ）

※所得税及び消費税の確定申告書について、税務署から申告書等の用紙が送付されない場合があります。用紙が送付されない場合は代わりに**「確定申告のお知らせ」（ハガキ）**が税務署より届きますので、**ハガキが届いた方は必ずご相談の際にご持参ください。**
※マイナンバー制度の厳格な運用のため、ご相談の際は事前の個人番号の記載や個人番号の記載のある書類の提示はお控えいただきますようご協力をお願い申し上げます。

＜留意事項＞

当所でご対応させていただく決算及び確定申告のご相談について、**所得税は原則として事業・不動産・給与・雑所得から生じる所得のみ**とし、下記の内容等にあてはまる方のご相談は対応を致しかねますので、予めご了承ください。

①土地や建物の譲渡・交換したことによる所得または損失（特別控除等を適用した結果として所得が０円になる方も含む。）を申告される方

②株式等（仮想通貨を含む）を譲渡した所得または損失あるいは株式等の配当等による所得を申告される方

③上記①または②以外の資産（事業用資産を除く）を譲渡したことによる所得または損失を申告される方、災害や盗難等による資産の損失を申告される方

④税理士または税理士法人の関与がある方または会社の役員の方

⑤初めて住宅借入金特別控除の適用を受ける方

⑥決算書等を提出する方で前年分の青色申告特別控除前の所得金額が 400 万円を超えている方

⑦消費税の申告をされる方で平成 28 年分の課税売上高が 3,000 万円を超えている方

⑧贈与税の申告をされる方または所得税の申告にあたり事業資産等で贈与を受けた方

⑨当所の確定申告書等作成支援に関する同意書に同意できない方

※当所職員または当所で開催する相談会の派遣税理士が支援した確定申告に関する申告納税について、当所または派遣税理士は一切の責任を負いかねます。必ず申告前に納税者様自身で内容に間違いがないことをご確認のうえ、申告いただきますようお願い申し上げます。

（裏面）